入札監理小委員会 第599回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第599回入札監理小委員会議事次第

日 時:令和2年9月30日(水)17:07~18:52

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開会
- 2. 実施要項(案)の審議
 - ○宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務(観光庁)
 - ○地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務(令和3年度開始) (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)
 - ○地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務(令和3年度開始) (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)
- 3. 閉会

<出席者>

(委員)

尾花主查、浅羽副主查、中川副主查、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員、小佐古専門委員、三輪専門委員

(観光庁)

観光庁 観光戦略課 観光統計調査室 大沼室長 中島専門官

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

核燃料サイクル工学研究所 基盤技術研究開発部 核種移行研究グループ 北村研究主幹

契約部 契約第2課 黒沢課長 契約部 契約調整課 佐野課長

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○尾花主査

それでは、ただいまから第599回入札監理小委員会を開催します。

まず、初めに、宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務の実施要項(案)について、 観光庁観光戦略課観光統計調査室、大沼室長より御説明をお願いしたいと思います。 なお、説明は15分程度でお願いします。

○大沼室長 観光庁観光戦略課観光統計調査室の大沼と申します。よろしくお願いします。 それでは、宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務について説明いたします。

資料A-2、実施要項の2ページを御覧ください。

こちらの記載にありますとおり、本業務につきましては、我が国の宿泊旅行の実態を把握することを目的としまして、全国の旅館、ホテル等の宿泊施設に対して、宿泊した日本人・外国人別の延べ宿泊者数や稼働率等を調査する統計を実施する業務となっております。 ちょうど本日の2時に最新の統計が出たところです。

この調査の結果につきましては、観光行政の基礎資料の作成に役立てられているほか、 新聞等でも取り上げられたりしており、観光庁としてもこの調査はとても重要な統計調査 と位置づけているところです。

調査対象の範囲ですけれども、全国の宿泊施設のうち、従業員数10人未満の施設はサンプル調査として無作為に抽出、また、従業員数10人以上の施設は悉皆調査として実施しております。

業務の実施につきまして、詳細はお手元の4ページ以降に記載しておりますけれども、 まず、対象となる宿泊施設に対して調査票を郵送します。それで、回収された調査票を審 査、集計することになります。

結果の公表につきましては、調査翌月末に一次速報、翌々月末に二次速報として公表します。

本日9月30日に公表された統計は、7月分が二次速報、8月分が一次速報という形で 公表させていただいております。

このように毎月末に公表するプレス資料や統計表の作成までが毎月決まって実施する業務となっております。

調査票の回収につきましては、先ほど申し上げましたように、紙の調査票を郵送していただくほか、観光庁のホームページにエクセルファイルを用意しておりますので、それを ダウンロードして、メールで提出していただくということも実施しております。 毎月のスケジュールにつきましては、月によって曜日ですとかで若干の変動はありますけれども、大体調査票の回収期限が翌月の11日前後、それを審査集計した上で、20日前後にはプレス資料の案文や統計表などを観光庁に納品していただくといったことが基本的なスケジュールとなっております。

続いて、お手元の資料8ページを御覧ください。年に一度、母集団名簿の作成業務があります。

具体的には、都道府県ごとに毎年、宿泊施設について、開業だったり廃業だったり、そ ういったことがございますけれども、そのような情報を更新して、全国の母集団名簿や調 査対象名簿を作成していただいております。

また、この統計の年間の確定値を公表する際には、更新された名簿を基に遡及推計をして公表しているところです。

最後になりますけれども、事業者に対しては、この統計の精度向上や、宿泊施設といった報告者の負担軽減などの課題や改善策について、随時、整理して観光庁に報告してもらうことになっておりますし、各種検討資料を作成して観光庁に提出していただくといったことも業務の一部となっております。

以上が業務についてのおおよその説明です。

続きまして、今回、この調査業務について、どういった改善点を考えているかということについて説明させていただきます。

本事業は最低価格落札方式で行っておりますけれども、これまで過去数年間にわたって 1 者応札となっております。このため、競争性の確保が課題ではないかと指摘されている ところでございます。

こういった状況を踏まえまして、今般、競争性やサービスの質が確保されるように、5 つの点を改善したいと考えております。

まず、1点目ですけれども、入札の公告期間をこれまでより長く確保したいと考えております。

お手元の18ページの下のほうにスケジュールについて書いてありますけれども、これまで公告から入札の提出期限までの、いわゆる入札公告期間を約20日間取っていたのですけれども、これからはそれを延長して30日ぐらい取りたいと考えております。

2点目は、公告を開始する時期を早めまして、その結果、開札する時期も早めたいと考

えております。

具体的に申し上げますと、これまでは開札時期が3月の中下旬でございました。実際に入札に参加しなかった事業者にアンケートを取ったところ、仮に落札しても、4月の事業開始までに準備期間が短いのではないかという意見がありましたので、先ほど1点目として申し上げた入札公告期間を30日確保した上で、準備期間ですとか引継ぎ期間が十分取れるようにスケジュール改善を行いまして、入札公告期間を10日間延ばす上に、全体を前倒しするといったことを考えております。

3点目ですけれども、これまで入札の説明会というものを実施しておりませんでしたけれども、これからは、18ページ目の一番下(3)にありますとおり、入札説明会を実施して、新規の事業者でも入札に参加できるようにしたいと考えております。

もちろんこの入札説明会の日程とか詳細が決定した場合は、観光庁のホームページに速 やかに公表して、周知徹底を図りたいと思っております。

次、4点目ですけれども、これまで、いわゆるマニュアル類としまして、審査や集計に伴うマニュアルや、実際、宿泊施設からいろいろな照会が来たり、あるいは督促をしたり、 そういったことが業務として考えられるのですけれども、そういった業務につきまして、 より具体的な、業務内容が分かるようにマニュアル類を開示したいと考えております。

マニュアルについては、資料の後ろのほうにつけてありますので、御関心がありましたから、後ほど確認していただければと思います。これまでですと、仕様書に書いてある記載だけでは、業務内容や、それがどのぐらいのボリュームがあるのかとか、それに対してどのぐらいの人員をつけたらいいかとか、そういった具体的なイメージがおそらくつかなかったのかと反省いたしまして、それによって入札を断念された事業者もいたのではないかと考えております。

このため、今回、そういったマニュアル類を、これまでは観光庁と実際に受託した事業者の間だけで共有されていたのですけれども、それを入札に係る資料として開示しまして、 これから入札参加を検討する際の資料になればいいと思っております。

最後、5点目になりますけれども、お手元の14ページ、15ページになりますけれど も、確保されるべきサービスの質ということを設定させていただきました。

具体的には、スケジュールの遵守、マニュアルによる対応、基準日における目標有効回答率、こういった達成すべき質の設定をすることによって、本事業の質の維持や向上を図

ることができたらと考えております。

以上、早足で簡単ではございますが、実施要項について説明いたしました。よろしくお 願いします。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の説明について、御意見、御質問のある委員にお かれましては、御発言をお願いします。三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 御説明ありがとうございました。

調査のやり方について伺いたいのですが、郵送の調査と電子メール利用といったことで 併用されていますが、実際の回答されるものの割合はどれぐらいになるのですか。

多分どちらかの任意で選べるようなことだと理解しているのですけども、どちらが、何 割、何割ぐらいか。

- ○中島専門官 実際、メールで報告をいただいているのは、報告があったものを母数としたときに7%程度です。
- ○三輪専門委員 ほとんど実質的には郵送で調査をして、督促とかも郵送でやっているというふうなことですね。
- ○中島専門官 そうです。
- ○三輪専門委員 分かりました。
- ○尾花主査 浅羽委員、お願いします。
- ○浅羽副主査 御説明いただきありがとうございました。

マニュアルなどが整理されて、比較的分かりやすいマニュアルになっているというふう に思います。新たな事業者が出たときなどでも、マニュアルを見ればこんな感じなのだと いうのが分かるのではないのかというふうに思われます。

一方で、私が読んでよく分からなかったところが監督職員という存在です。

実施要項(案)を拝見させていただきますと、しばしば監督職員という文言が出てきまして、「その指示に基づく」とか、「と協議の上」とか、あるいは「監督職員の下」等の表現があるのですけれども、この監督職員は文脈からいって観光庁の方だというふうに推察はできるのですけれども、監督職員という方は実際に何をどう、あるいはどのようにして監督するのか。あるいは、その協議、あるいは指示等の下で、先ほど明示されたマニュアルがどの程度変わる可能性があるのか。仕事の内容がどの程度変わる可能性があるのか。このようなことについて御説明いただければと思います。

また、この監督職員の方が業務管理責任者との関係において、その上司のような関係に 当たるのか、多分違うと思うのですけれども、どういう関係になるのかというのが読み取 りづらかったので御教示いただければと思います。よろしくお願いします。

○大沼室長 監督職員というのは、御指摘のとおり観光庁の者です。基本的に宿泊施設からの問合せは受託事業者に来ることが一番多いのですけれども、直接観光庁に来たりする場合もあります。そういったときは適宜事業者のほうにお伝えする、

それ以外に、観光庁の監督職員と受託事業者のほうで日々、必要に応じてコミュニケー ションを取っているというところです。

そういった意味で、厳密な意味で上司、部下の関係という、ちょっと簡単に説明できる 感じではないのですけれども、緊密に連携を取って、観光庁のほうでも担当の職員を指名 して、あちらの担当の方と必要に応じてコミュニケーションを取っているということです。 マニュアルに関しても、問合せの内容によっては更新したり、マニュアルになかったり とか、新しい事態が発生することも可能性は全く排除できませんので、そういった場合に は、適宜、観光庁と業者との間で相談をして対応を検討していくということになろうかと 思います。

- ○浅羽副主査 よろしいですか。
- ○尾花主査 浅羽委員、お願いします。
- ○浅羽副主査 監督職員の監督という言葉が、何か非常に私は、通常、公共事業などの監督と言うと、かなり指示を与える立場の人、あるいは、全体を常に見ている人といったようなイメージもあろうかと思うのですが、お話を伺っていますと、観光庁さんの窓口の方ぐらいのイメージなのでしょうか。もちろん何かあった場合には、それぞれの責任においてコミュニケーションを取っていろいろと対応していかなければいけないのは当然なのですけれども、お話を伺うとこの実施要項(案)の中での、常に監督職員と何々をしてというようなことは、実態はまた違うような感じがいたします。

もう少しシンプルに実施要項を書いてしまってもいいのではないかと思います。常にここでは協議し、ここでは指示に基づきとか、ここでは指示の下とか、いろいろと使い分けていらっしゃるのですが、そこまでされると、新規時の事業者の方が身構えてしまうというか、何か大きく変わってしまうのではないかとか、何か分からないことが後から出てくるのではないかとか、そういうようなことを想起しやすいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大沼室長 御指摘のとおり、監督という語感の持つイメージからは、イメージがちょっと強過ぎる感じもありますので、ほかの事例を見て、実際には、いちいち箸の上げ下げまで、ひとつひとつ観光庁が強権的にやるとか、そういうことはございませんので、仮に、それが手を挙げるかもしれない方にネガティブな方向にならないように、ほかの例も見ながら表現は考えさせていただければと思います。

○尾花主査 ほかの案件だと、例えば「観光戦略課と協議の上」と記載するなど、別段、「監督」という表現を使わないような例もあるように思います。今の浅羽委員の指摘は、「何をしなければいけない」とかいうのが非常に細かく書かれているように思われるので、かえって受託事業者の工夫する意欲を失わせてしまうのではないかという御指摘かと思います。名称あるいは何か表現が和らげられるところがあれば、工夫をいただければというふうに思いました。

- ○大沼室長 承知しました。工夫するようにいたします。
- ○尾花主査 川澤委員、お願いします。
- ○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。何点か質問させていただければと思います。

まず、1点目です。実施要項の4ページ目なのですけれども、業務の概要を7点挙げていただいています。(1)の部分で、令和3年2月から3月調査(毎月)の実施及び集計ということになっていて、その下の詳細は以下のとおりのところの注の部分で、年度の変わり目における業務の分担というところを細かく書いていただいています。例えば、令和3年2月分だと、3月末に速報公表済みで、二次速報の公表に向けて調査票の回収以降の作業を行うというふうに書かれていて、かなりその業務が従前の事業者と連続して行わざるを得ない状況になっています。毎月の調査なので仕方がない部分はあるのだと思いますが、単年度事業で新規に参入するのはかなり厳しいのではないかという印象を持っていまして、例えば複数年度の委託期間にするとか、もしくは、もう少し業務の区切りを新規事業者が参入しやすいようにするということはできないものなでしょうか。

○大沼室長 御指摘の点、御懸念の点、ごもっともだと思います。

年度の区切によって業者が変わる場合、観光庁が仲介してしっかり引継ぎをするといったことも行って、できるだけこの区切りがハードルにならないようにやっていきたいとは思います。

○川澤専門委員 分かりました。

複数年度というのはやはり難しいのでしょうか。統計調査で比較的複数年度で発注しているケースも多いとは思うのですけれども。

○大沼室長 これまで単年度要求でやっているので、選択肢として、正直、複数年度は考えておりませんでした。ほかの例も見て、財政当局とかいろいろ調整があると思いますので、その辺の情報を収集して、選択肢の1つとして考えてはいきたいとは思います。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

それで、次が、15ページのところで、今回、新たにサービスの質を設計していただいている3つ目の、基準日における目標有効回答率なのですが、これは月次と年間の両方を設定されていて、2つ目の段落で、「なお、月別目標有効回答率を下回った月があった場合は報告書において要因分析」というふうになっています。単純に年間が下回った場合は特に要因分析が不要になってしまうのではないかというふうに思ったのですが、その辺りというのはどこかで担保されているんでしょうか。

一ヶ月下回れば、下回る可能性はもちろん当然あるとは思うのですが。

○尾花主査 御指摘の点で検討が必要で、別段、大丈夫でしょうか、年間の部分を書いていなくてという御指摘だと思うので、必要かどうかを御検討いただき、必要であれば書き入れるというような御回答でも多分、川澤委員は大丈夫だと思うのですが、いかがでしょうか。

○川澤専門委員 はい、大丈夫です。年間の要因分析が不要ということはないと思うので、 そこに書くか、何かほかのところで担保されていれば大丈夫かというふうに思いました。

あと、19ページなのですけれども、2ポツの実質手続の(2)の提出書類で、2行目のところで、意見聴取対象者リストを提出することというふうに書いているのですが、この意見聴取対象者リストというのが何を指しているのかというのが、すみません、よく理解できなかったので、もし何か想定されているものがあるのであれば、何か少し補足していただいたほうがいいのかなと思いました。

細かい点ですけれども、以上です。

- ○中島専門官 検討させていただきます。
- ○尾花主査 では、今、辻委員が先に手が挙がったので、その次、中川委員に聞きますの で、まずは辻委員、お願いします。
- ○辻専門委員 御説明ありがとうございました。

実施要項の15ページ目でございます。一番上に目標有効回答率とございまして、これ

の5行目を拝見すると、「同等以上となるよう努めること」と書いてございます。

努めることという表現からすると、恐らく努力義務にとどめる御趣旨かとも推察するのですが、それとの兼ね合いで、同じページの一番下、8番(2)請負費の支払い方法でございます。

これを拝見すると、業務の質が確保されていない場合には支払われないという整理がされているのですけれども、先ほどの冒頭の、目標有効回答率が下がってしまった場合、充足されなかった場合にどのような処理がされるかというのをもう一度御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○中島専門官 できるだけ回収率は高めたいとは思っているのですが、施設によってはどうしても協力できないという施設がありますので、そこは無理やりお願いしてまで回収率を高めるというところまでは、正直、我々でもできない範囲のものが当然ありますので、努めることという努力目標として、今までの回収率をなるべく確保してくださいという趣旨で書かせていただいています。

このため、下回ったからといって業務の不履行になるという趣旨ではありません。

○辻専門委員 ですと、恐らく従前の事業者はその辺りの空気感をよく御存じだと思うのですけれども、新規事業者はその辺りどのぐらい厳しく達成度を判定されて、そして、この対価の支払いが減額されるかということは多分分からないと思いますので、できれば実施要項に今の内容をさらっと書いていただくとか、あと、説明会とかでも、従前、どういう取扱いをしていたかということを御説明いただければよいかと思いました。

以上です。

それから、すみません、もう1点だけお願いします。

細かいのですけれども、実施要項12ページ目でございます。12ページ目の成果物の 納入方法でございますが、これを拝見すると、Aの部分で、「言語は、原則日本語を用いる こと」と、「原則」と書いてございます。

例外的に外国語による報告が許されているのかとも見えるのですが、これは原則日本語 とお書きになった理由はどのようなものがあるのでしょうか。

- ○中島専門官 特にございませんので、原則は省いても構わないです(※1)。
- ○辻専門委員 ちなみに恐らく最近は外国のお客様のみをターゲットとして従業員も外国 の方のみというホテルが増えているかもしれませんが、ひょっとしてこの回答内容が、外 国語で回答してくる宿泊施設も最近は相当増えているとか、そういう事情があったりする

のでしょうか。

- ○中島専門官 いえ、そういうのは特にありません。
- ○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○尾花主査 先ほどの支払いのところは、改善策を講じれば履行とみなすと入れていただければ、多分、辻委員の懸念は払拭できるので、1行入れていただくだけ追加いただければと思います。

では、次に、中川委員、お願いします。

○中川副主査 御説明ありがとうございました。

今回の実地要項に関することというよりも、この先、中期的なところで意見を述べさせていただきたいと思います。

昨今、やはりアンケート結果などを拝見していても、これだけの業務量になってくると かなりの人数が必要となりますし、人手不足というのはもうどの業界も恐らく同じかと思 います。

やはり年間1億7,000万円というコストの見直しと、その公平性、なるべく多くの会社に入札をしていただきたいという観点から、ぜひ中期的には、エクセルダウンロードではなく、完全な調査のオンライン化を検討していただきたいというふうに思いました。ぜひ御検討ください。よろしくお願いいたします。

- ○大沼室長 御指摘のとおり、デジタル化とかいろいろ言われていることもありますし、 もちろん宿泊施設の負担にならないように、それが大原則でありますけれども、中長期的 にオンライン化を考えていきたいとは思っています。
- ○尾花主査 三輪委員、お願いします。
- ○三輪専門委員 今のオンライン化は重要なところで、私も基本的にはオンラインに乗換えていくのは賛成なのですけれども、ただ、性急に、いきなり、例えば、先ほどの話を聞く限り、エクセルのメールでさえ7%しかやっていなくて、つまり、事実上郵送調査のところを、オンラインに乗り換えた瞬間に、今まで答えたところは答えなくなって、また別のところが答えるということで、例えば、仮に同じ回収率50%でも全然違った種類のデータになる懸念もありますので、乗り換える際は、ぜひそういった試行実験というか、プリテストなどを繰り返して慎重になさったほうがよいかとは思いました。

ただ、時代の趨勢的には、もちろん国勢調査などを見ても重要ですので、ぜひ私も御検 討いただければというふうに思っております。 ○尾花主査 では、1点だけ。

いろいろ工夫していただいたのですが、この委託費の詳細というのは、細かく出すのは 難しいですか。

現在の実施要項では総額で出ているだけなので、多少人件費とその他みたいなので出る と、新しい業者さんは入りやすいと思うので、もし可能であれば御検討ください。

- ○大沼室長 検討いたします。
- ○尾花主査 生島委員、お願いします。
- ○生島専門委員 すみません、御説明ありがとうございました。

1点だけお伺いしたいのですが、資料のA-4の契約状況等の推移のところで、説明会参加者数、仕様書取得者数で4者、7者、8者ということで、会社数が増えているようではあるのですが、ここは毎回違う会社が入れ替わり入られているのか、同じ会社が連続して毎年いらっしゃっているのかというところを伺いさせてください。と申しますのも、結局、仕様書を取られても、これだけ複数社いらっしゃっても応札が1者しかないということになっておりますので、もしかして継続して何年かいらっしゃっている会社がいるのであれば、もう少し何かが改善したら入れるというふうに思っていらっしゃる可能性もあると思われます。全部入れ替わりだったということであれば、多分今のやり方を繰り返しても、新しい人が来ても、やはり仕様書を見て、「これは新規の人が入れる感じじゃない」という御判断をされてしまうのではないかと思いまして、その点を教えていただきたいと思います。お願いします。

- ○中島専門官 ほとんど取りにきている事業者は同じです。
- ○生島専門委員 そうすると、2018年度の4社という4つの会社は、そのまま202 0年度まで継続していらしていて、3社、4社と新規の方が増えたという理解でよろしかったでしょうか。
- ○中島専門官 はい、そうです。
- ○生島専門委員 なるほど。そうすると、可能性があると思ってウオッチしてくださっているのかという感じがするので、ヒアリングをなさっているとは思うのですが、3年間継続して資料を取りにきて検討されているということですから、もっと細かにというか、ヒアリングをしていただければと思います。ただ、ヒアリングしました、これこれこういう理由でできませんでした。ありがとうございます。ということではなくて、本当にもっと突っ込んで、ここを乗り越えたらできるのではないかというところを、もうちょっと御庁

のほうでも真剣に議論をされるのが複数応札につながる一番の近道かと思います。

もちろんもっと新しい人に知ってもらうというのもあると思うのですが、2年、3年継続して関心を持ちいただいている会社ですから、きちんとお話をしていけば、本当に乗り越えられる、ここをこうすればというところがもっと出てくるし、多分本気でやったら解決できると思うのですけれども、いかがでしょうか。

- ○中島専門官 もう少し事業者のほうにヒアリングを重ねて、実態を、何がネックなのか ということをしっかり把握した上で、今後検討させていただければと思います。
- ○生島専門委員 よろしくお願いします。
- ○中島専門官 ありがとうございます。
- ○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

- ○事務局 ございません。
- ○尾花主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、今後、実施される予定の意見 招請の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと 思いますので、観光庁におかれましても、そのように御承知の上、御対応をお願いいたし ます。
- ○大沼室長 ありがとうございました。
- ○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた 場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、 よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(観光庁退室)

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構入室)

○尾花主査 続きまして、地層処分研究開発に関する運転管理に係る業務、地層処分研究 開発に関する核種移行試験等に係る業務、2件の実施要項(案)についての審議を行いま す。

2つの業務は、市場化テスト実施前は1本の契約で実施されており、基本方針別表上も

1事業の扱いですが、市場化テスト実施に当たり、競争性改善の観点から契約を分割しているもので、昨年の実施要項審議の際にも一括で審議しました。

このため、今回も同じように一括で審議を行いたいと思います。

最初に、実施状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル 工学研究所基盤技術研究開発部核種移行研究グループ、北村研究主幹より御説明お願いし たいと思います。

なお、説明は2事業を合わせて25分程度でお願いいたします。

○北村研究主幹 よろしくお願いいたします。原子力機構の北村でございます。

本日、原子力機構側は、私、北村と、あと、本部契約部の契約調整課長である佐野と、同じく、契約部契約2課の課長である黒沢と、この3人で対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

今、2件まとめて御説明申し上げますが、基本的には、資料の2のほう、地層処分研究 開発に関連する運転管理に係る業務の資料を中心に御説明いたします。

なお、これまでも審議していただいている内容と変更がない部分に関しましては、議論 の時間も多く取りたいと思いますので、割愛いたします。

それでは、まず、全体について御説明いたします。

運転管理に係る業務の事業の概要に関しましては、地層処分研究開発を行う施設における運転保守管理、施設の営繕等ということになっております。

対象施設としては、地層処分基盤研究施設、通称エントリーと呼んでいるところと、あ と、地層処分放射化学研究施設、クオリティという施設の2つになります。

詳細は本日、御説明は割愛しますが、必要に応じて資料のB-3のあたりを御参照いただければと思います。

こちらの運転管理の業務に関しまして、昨年度、御審議いただきました内容と一番大き く異なるところは、事業期間でございます。

これまでの審議の中で御指摘いただいていました複数年度化の件に関しまして、今回は お応えするということで、事業期間を令和3年4月から令和6年3月の3年間ということ にいたしました。

それから、事業の評価を踏まえた対応ですが、御指摘を幾つかいただいており、これは 後ほど資料のB-6を用いてお答えしたいというように考えてございます。

それでは、資料のB-2です、入札実施要項について、簡単に御説明いたします。

変更点はあまり大きくありませんので、かいつまんで御紹介、御説明したいと思います。 ページ番号が右下のところにあるかと思いますが、割に目立つところですと、6ページ、 先ほど申し上げたとおり、契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとす るということで、これまで単年度契約にしていたものを3年契約にするということを考え ております。

それから、その下、3ポツ、入札参加資格に関する事項に関しては、(6)と(7)の記載を追加してございます。

あと、スケジュールの部分は、もちろん来年度向けの内容に修正はしておりますが、数字の修正、日付の修正になりますので、詳細は割愛したいと思います。

実際の実施の内容につきましては、変更はございません。

例えば23ページのところ、適用法規、規格基準というものがございますが、放射線障害の防止に関する法律が、昨年の秋に放射性同位元素等の規制に関する法律というふうに 名称が変更されているものですから、法律の名称をこちらでも修正しております。

ほかにも同じような修正を行っている箇所がありますが、こちらも詳細は省略させてい ただきます。

28ページからは、情報の開示ということになっておりますが、年度が替わってきておりますので、以前の平成28年度の情報を削除して令和2年度の情報を追加しているというところでございます。

その他、特に変更はございませんので、省略させていただければと思います。

実施要項59ページの次のページのところから、別添1として仕様書が掲載されているかと思います。

この仕様書の4ページのところに実施期間が記載されておりまして、先ほどから繰り返し申し上げているとおり、これまで単年度契約だったものを3か年契約にするということで、実施期間を令和3年4月1日より令和6年3月30日までにしているということでございます。

これに併せまして、その下、原子力機構の創立記念休日も3か年分を記載しているなど、 若干日付の修正というのは入っているというところでございます。

その他の内容につきましては、変わるところはございませんので、御質問いただければ、 そのときに応じて回答したいというように考えております。

それでは、6月の評価ときにいただいた御質問とその回答につきまして、資料B-6を

用いて御説明したいと思います。

今年の6月の入札監理小委員会での指摘事項としまして、5項目、このB-6の資料では載ってございます。

お手元に資料をお持ちかと思いますけれども、一通り、私のほうからまず、回答を御紹介したいと思います。

まず、1番目の項目、次期の実施要項で契約の複数年度化は必ず実施してほしいという 御指摘をいただきましたので、先ほどから申し上げているとおり、3年契約という形を今 回、取ることにいたしました。

それから、2番目の項目と3番目の項目です、放射線を利用していない施設管理の契約をほかの契約と一括して発注するなどして、経費の節約や業務の効率化をしてほしい。それから、業務部に何人の人がいるのかを確認の上、放射線を利用していない施設管理の契約を一部切り離して、そちらで一括して発注することはできないか検討してほしいという御指摘をいただいております。

これに対する回答を一番右側の欄に書いております。

委員の先生から御指摘いただいた業務部に相当する部署としては、私ども、各燃料サイクル工学研究所としては、工務技術部が相当するのかというふうに考えておりますが、こちらの工務技術部の所掌というのは、施設側との責任分界点を明確に定めた上で、所に入ってくる各種ユーティリテイ、電気、水道、ガスなどをそれぞれの建屋というか、施設に供給するというような部分を担当しているということになっております。

その一方で、各施設内の設備機器の運転管理に関する業務は、それぞれの施設側が対応 するということになっておりまして、これは本契約の対象としているエントリー及びクオ リティに限らず、核燃料サイクル工学研究所内の施設全て同様の扱いになっております。

ですので、工務技術部の契約と一括して発注することは私ども困難と考えておりますが、 関連する部署の案件と併せて発注することが可能かは引き続き検討するというふうに回答 したいと思います。

それから、4番目の項目、仕様書全般の見直しということで、第3期目の市場化テストの入札で2者応札になっているものの、落札業者以外の入札金額が予定価格から1,500万円もの乖離があり、仕様書の記述が既存業者優位になっている可能性が高いという御指摘になっております。

これにつきましては、回答に書いてありますとおり、落札業者以外へヒアリングした結

果、仕様書の記述に不明確の部分はなかったとの回答を得ております。

一方、業務遂行に必要な受注者の品質保証マニュアル等の整備に労力がかかることがコスト増につながっているという御意見はいただいておりますので、入札説明会において実施要項の中で過年度の提出図書やマニュアル類を事前に閲覧など可能であることが十分伝わるようにしたいというふうに考えております。

それから、一番下の一層の広報活動の必要性ですが、原子力機構の関連会社ばかりが応 札してくるのは奇異に感じる。業務部が発注している機器納入業者、地元電機業者を確認 の上、広報活動行うようにという御指摘で、引き続き私どもとしては、応札者拡大に向け た努力を行う所存でございます。

非常に簡単ではございますが、運転管理に関する説明としては、以上とさせていただければと思います。

続きまして、資料の3を用いて地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務 について御説明したいと思います。

事業の概要でございます。核種移行試験に関する試験業務、核種移行試験に関する装置等の管理、文書・記録の作成、それから、放射性同位元素等及び核燃料物質等の管理に関する業務でございます。

核燃料物質等の管理は、今回、この契約からなかったと思います。すみません、後ほど 訂正させていただければと思います。

こちらも事業の概要の詳細につきましては、先ほどの運転管理と同じように、資料C-3に概要の資料をおつけしてございますので、適宜御参照いただければと思います。

こちらの契約も対象施設は地層処分基盤研究施設、エントリー、それから、地層処分放射化学研究施設、クオリティの2つでございます。

事業期間は、こちらに関しましては、引き続き単年度のままとさせていただきたいと思っていまして、令和3年4月から令和4年3月の1年間というように設定しております。

仕様の内容につきましては、実は昨年度のものと全くと言っていいほど同じでございまして、修正点というのは、先ほどの運転管理と同じように、日付の修正とか、あと、法令の改正に伴う記載の見直しというところが全てでございますので、特に必要がなければ、説明は全て割愛させていただければというように考えております。

資料C-6を用いて、やはり御指摘事項とそれに対する回答のほうを簡単に御紹介したいと思います。

こちらは3項目ですが、下の2つの項目につきましては、先ほどの運転管理と御指摘事項及び回答は同じ内容になっておりますので、一番上のものだけ御紹介したいと思います。

御指摘の事項としては、プルトニウム燃料技術開発センターの事業の切離しを行い、労働者派遣契約を行ったものの、コスト的な優位性がなく業務的なメリットもないため、引き続きコスト及び業務の安全性について注視し、今後の方針を見直すようにという御指摘をいただいております。

こちら、今回の、来年度の契約の実施要項につきましては、特に変更、修正はしておりませんが、今後、契約方法の見直しも含めて検討を継続したいというように考えております。

契約の中身の御説明はしておりませんが、簡単に御説明すると、以上のような形になる かと思います。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の説明について、御意見、御質問のある委員にお かれましては、御発言をお願いいたします。川澤委員、御発言ください。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

先ほどの資料のB-6につきまして、指摘事項の対応という形で表を作成していただいているかと思います。それの上から4つ目の仕様書全般の見直しについて、落札業者以外のヒアリング結果を掲載いただいています。

この中で、業務遂行に必要なマニュアルの整備に労力がかかることがコスト増につながっているとの意見があったということなのですが、今回の業務範囲の中で、マニュアルを用いて業務を実施することは当然ながら、マニュアルを整備することは業務の範囲に含まれていないと思いますので、整備にコストがかかるのでという、その意見が何を意味しているのかというところをもう少し明確に教えていただけますでしょうか。

○北村研究主幹 御質問、御指摘ありがとうございます。

運転管理の資料で申しますと、ここで申し上げている品質保証マニュアルといいますのは、受注者側が作成するマニュアルになっております。

私ども核燃料サイクル工学研究所の品質保証のシステムの中に、役務作業、請負作業に 関しては受注者側でも品質保証の体系に入るということが明記されておりまして。ごめん なさい。 実施要項の23ページの下のところに品質保証要領書とか計画書というものが書いてありますが、こちらの要領書等に基づいて受注者側が作成する品質保証マニュアルというものが必要になります。

ここで申し上げているマニュアルというのは、要するに、品質を保証するのにどのような手順、手続を行うかといったところをマニュアル化するというところが受注者側として必要になるということでございます。

以上ですが、お答えになっていますでしょうか。

- ○川澤専門委員 今、御紹介の23ページ、24ページに掲載いただいているマニュアルを基に受注者側で作成する、受注者が自らの責任で作成するマニュアルの作成に1,500万円ぐらいがかかるという説明ですか。
- ○黒沢課長 原子力機構契約2課の黒沢と申します。よろしくお願いいたします。

補足させていただきますと、今の品質保証のマニュアルに関してなんですけれども、仕 様書の8ページのところに提出書類というのが一覧として記載があろうかと思います。

そちらの9番目のところに品質保証計画書の提出というのを機構が求めております。備 考欄のところに、品質保証計画書または品質マニュアルということで、こういったものを 契約後速やかに提出していただくという形になっておりまして、これだけで1,500万 円の差があったというわけではなくて、こういったものも含めて、準備に時間がかかるだ ろうから見積りが高くなっていたといったところになります。

以上です。

- ○川澤専門委員 今の8ページというのは実施要項の8ページですか。
- 〇黒沢課長 実施要項の8ページではなくて、仕様書の、別添1のほうです。失礼しました。別添1の仕様書の8ページに提出書類の一覧表を記載しております。
- ○事務局 川澤先生、67ページ、実施要項のほうが裏表で、その後に、外していただくと、仕様書がまた別にツー・イン・ワンでついております。
- ○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

この関連書類の品質保証計画書または品質マニュアルの作成にコストがかかるということなのですね。なるほど。

これが、既存の事業者はこれも納品しているものなのですか。それが成果物にはなっていないということですか。公表は特にしていないということですか。

○北村研究主幹 北村でございます。

提出はしていただいております。公表まではしておりません。

- ○川澤専門委員 そうすると、B-6で回答いただいている説明会において閲覧が可能であるというところは、その事業者側が作成しているものについても閲覧が可能にすることによって参入を促進するという意味ですか。
- ○黒沢課長 黒沢です。

そのとおりです。

今、受けている事業者が作成したものを閲覧することは可能だということで、そういったところが十分伝わるようにしていきたいというふうに考えています。

- ○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○尾花主査 今の点です。尾花から質問です。

説明会に来なかった方にとっては、この実施要項を見ただけでは、現状、作成に時間がかかると言われている品質保証計画書を閲覧できるかどうかが不明で、実施要項もらった段階で断念する可能性もありますで、もしここが大きなポイントならば、閲覧できることを実施要項に書いていただいたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○黒沢課長 黒沢です。

コメントありがとうございます。実は実施要項には既にその辺、閲覧が可能であるといったところは記載しております。

ただ、今回、T社にお話を伺ったところ、そういったところを見落としていたようなので、この辺は説明会のときとかにしっかりと話をしていきたいと思っています。

○尾花主査 分かりました。ありがとうございます。

どこに書かれていますか。

○黒沢課長 実施要項の右下のページ数で言うと、10ページ、一番下のところです。6 ポツの(3)資料の閲覧という項目になります。

そこで、所定の手続を経て機構内で閲覧することを可能とするというふうに明記してご ざいます。

○尾花主査 分かりました。これは閲覧しかできないとなると、またお金がかかりますということで、既存の業者有利になってしまうかと思うのですが、これは謄写ができない理由はございますか。著作権がどちらかにあって、それは無理ですとか、企業秘密で保護されていますとか、そういうことでしょうか。

○黒沢課長 黒沢です。

企業秘密というわけではないとは思います。ただ、作成しているのが別の業者になりま すので、当方としては、まずは閲覧にとどめているといったところになります。

○尾花主査 著作権等を機構が取得するというような方法は検討可能でしょうか。

そうすれば、マニュアル等に類似する文書として承継が可能になると思います。なぜしつこく申し上げるかと申しますと、ここが大きなポイントだと思います。資料B-6にもC-6にも書いてあるので、何か検討できないかを伺いたいと思いました。

○黒沢課長 黒沢です。

コメントありがとうございます。著作権についての検討について、今、この場でも分かる者もいなくて、こちらでも検討したいと思います。ありがとうございます。

○尾花主査 では、よろしくお願いします。

川澤委員、追加で何か確認すべきことがあればお願いします。

○川澤専門委員 多分マニュアルと今、書いていただいているものが、機構で作成されているマニュアルと事業者側で作成しているマニュアルが混在しています。このため、今、 実施要項で閲覧が可能というところで書いていただいて、これは受注者側、事業者側のマニュアルということを、可能な限りそこを書き分けていただくと、多分、今回、落札されなかった事業者も理解が容易になると思いますので、可能であれば、書き分けの検討をお願いします。

○北村研究主幹 北村です。

御指摘ありがとうございました。

先ほど私の説明がまずかったのだと思いますが、実施要項の23ページから25ページ にかけて記載されているマニュアルというのは、全てこれは、事業者、原子力機構側のマニュアル類になります。

受注者に提出していただく品質マニュアルというのは、先ほど黒沢から申し上げたとおり、仕様書のほうの8ページ、通し番号で言うと、67ページになるのでしょうか。そちらいなっております。

こちらとしては書き分けてはいるつもりではございますが、分かりにくいという御指摘だと思いますので、書き振りに関してはこちらで再度検討させていただければと思います。 以上でございます。

○生島専門委員 よろしいですか。関連してなんですけれども。

○尾花主査 では、生島委員、お願いします。

○生島専門委員 閲覧のみでコピーができないというところは、私自身も仕事上、本当に不便だと思ってきたので、ぜひここは改善していただきたいと思っております。もちろん著作権の問題クリアできたら一番いいと思うのですが、仮に著作権がクリアできないとしても、駄目なところは墨にして塗りつぶしていただいてもいいですし、もしくは、やはり機構のほうで、何かざくっとしたマニュアルのイメージみたいなものをサンプルみたいな形で提示いただけばと思います。何か個別に、どうしても出すと困るようなところは、何か丸めた形でもいいと思います。何かマニュアルといっても、では、A4二、三枚のものでいいのか、それとも、50ページぐらいのこういうものなのかと全くイメージつきませんが、機構のマニュアルがあって、受託者側が使うマニュアルがそれぞれある中で、それをサンプルで御用意して、ダウンロードできるみたいな形で御用意いただくと、すごく参考になると思います。

プライバシーの問題とか何とかというのは、解決できると思っております。いつも閲覧だけということが全然合理的でもなくて、ただ単に新規の方の負担を増やしているだけだと思ってしまうんです。

それから、このマニュアルを直ちに、速やかに提出することとありますが、既存の業者に関しましては、前年度の、前回の受注した際と全く同じマニュアルを提出しても構わないということなのでしょうか。

質問は以上でございます。

○北村研究主幹 北村でございます。

御指摘ありがとうございます。

まず、資料の閲覧に関しては、私の記憶では、たしか以前も御指摘いただいておりまして、実施要項の説明の書き振りが不十分なのかもしれませんが、取扱注意文書以外については、コピーとか写真撮影の行為を禁止しているつもりはございません。

それは、運転管理のほうで言えば、実施要項の11ページの5行目にその旨、記載して いるつもりでございます。

○生島専門委員 取扱注意文書というのは直ちに分かりづらいと思うのです。

だから、逆に、コピーをしてもいいものに関しては、機構のほうで上げていただいて、 ここを押したらダウンロードできるという形で御用意いただいてもよろしいのじゃないか と思うのですけれども、いかがでしょうか。 サンプルで構わないのですが。

○北村研究主幹 御指摘の趣旨は分かりますが、今、そのような形でお示しできるかどうかに関しては、私のほうでお答えできません。

○生島専門委員 今回でなくていいのですけれども、やはりこの機構だけに限らないと思うのですが、本当にこういうことが多いのです。合理的な理由がなく、ただ単に、慣習なのか分からないですけれども、すごく不親切だと、私も何度も資料とかを見にいくことがあるのですけれども、閲覧していい、情報を出していいものであれば、なぜコピーを取らせていただけないのか。ずっと手で筆記とかをするのです。物すごく負担なのです。何時間もかかって筆記したりとかしなければいけなくて、でも、閲覧して筆記していいのであれば、コピーをしてもいいはずだし、サンプルぐらいダウンロードさせていただいても、この時代よろしいのじゃないかというのを本当に思うのですけれども、今後、参入する側の気持ちにももうちょっとなっていただきたいと思って。

熱いお願いでございます。

○北村研究主幹 北村です。

御指摘ありがとうございます。

先ほどから申し上げているとおり、コピーは取扱注意文書として我々がイメージしているものとしては、核燃料物質の取扱いに関する部分とか、そういうことになりますので、 分量としてはそれほど多くはないものとは思います。

多くの文書ではコピーは取っていただけるとこちらとしては考えているのですが、ただ、 それをインターネットで広く公開してダウンロードしていただけるようなものにできるか どうかにつきましては、私の一存でもお答えできないものですから、そこだけはちょっと、 本日の回答としては御容赦いただければ。

○生島専門委員 もしくはダウンロードではなくても、例えばメールで添付してPDFファイルとかで送っていただけると、希望者に関しては。パスワードをつけて、その資料が見られるとかでも全然構わないのですけれども、全体に公開しろという意味ではなくて、なるべくやはりこういう業者の利便を考えて御親切にしていただけると、小さいように見えて、そこは非常に大きな負担だと思うのです。

なので、そのところ検討いただけるとよろしいかと思いました。お願いでございます。 以上です。

○尾花主査 今、小佐古委員と辻委員が手を挙げていただいていますが、まずは、では、

辻委員にお願いして、その次、小佐古委員、お願いしたいと思います。

○辻専門委員 辻でございます。

今、生島先生の御発言とも関連するのですけれども、念のため著作権法の保護するものが何かと申しますと、一応著作権法では、著作権が保護しているのは、表現であってアイデアではないと言われています。

ですので、もちろん文章をそのままコピーすること自体は表現のコピーになってしまいますので、著作権法に触れるかもしれませんが、アイデアであれば、著作権法に触れないと思われます。

ですので、1つ御提案なのですけれども、現状、事業者が作っているマニュアル、これは機構が合格答案として使っていらっしゃるマニュアルの合格答案ならしめている合格している要素、こういう要素が書かれていればマニュアルとして合格するんだという、機構がお求めになる要素を抽出して、表現ぶりを変えて、こういう答案を作ってもらいたいとかという書面を作っていただけると、新規事業者は、こういう内容のマニュアルを作り直せばいいのかとすぐに分かると思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

- ○尾花主査 では、機構は御発言ないようなので、小佐古委員、お願いします。
- ○小佐古専門委員 ありがとうございます。

今もいろいろ議論されて、先ほどのまとめ、前回までのまとめのところもありましたけれども、何度繰り返しても一者応札あるいは関連企業の2者。片方は5,000万円ぐらいの仕事に1,500万円乗っかっている。

歴史的に見ると、例えば、大学などでも人事というのをやるのです。だから、人を探索して、助教授とか教授とかを決めていくのですが、昔は限られた範囲で探していたのですけれども、かなり前からインターネットに載せると、公募すると、広く探索するというようなことをやっています。

臨時の事業など、今や入札に係るようなものはネットで見られるようになっているということで、あまり進まないようなら、例えばJAEAのホームページの頭のところにJA EAの入札情報ということで、そういうのを用意していただいて、過去はこんなことがあって、毎年、大体こんなことが入札に係るのだということを出していただいて、そういう情報を、例えば、関連業界、原子力産業協会とか、電工会、電気事業をやる人の集まりとか、あるいは、保安協会とか、いろんなところに、季節になれば入札情報を見てください

ということで、積極的にやられたらいいのだと思います。

だから、多分、こういう仕事は担当の人がここの字句を直すというレベルの話ではなくて、所としてとか、研究所として、姿勢として、重要な税金で預かった事業をもっと有効にやりたいという姿勢をちゃんと示すというところで、そういう活動をちゃんとやっていただきたいというふうに思うのです。

やはり原資は皆さんの税金ということで、公明正大というのがやはりどこかで求められ んだと思うのです。それが1点。

それから、2番目ですけれども、前回お聞きして、工務技術部ということで、何人になりますかというお話があったのですが、ここに何人とも書いていないのですが、今日の御説明でも少し状況がはっきりしてきたのですが、全体のところは工務技術部がやる。施設に入るところから施設ごとにやってしまうという仕組みなのです。

私も小さいながら大学のいろいろな施設でいろいろなことやっていたのですけれども、 大学なども小規模で全体のことと施設ごとのこととなっているのですが、やはり全体を見 られる方もかなり日常的な専門家がいるわけです。

工務技術部ということになれば、人数が書いていないから分からないのですけれども、かなりまとまった電気の専門家とか、高圧ガスの専門家とかがいらっしゃるのだと思いますけれども、前回もちょっとお話があり、かつ、ここでも引き続き検討しますと書いてあるのですが、前回から、多分工務技術部と何度かお話しになったのだと思いますけれども、こういう事業の発注についてのお考えとか、全体をスムーズに流すためのアイデアというところで何度お話しになって、そこでどういうことが結論になったかというのを少し聞かせていただけたらと思います。

施設ごとには施設固有の事情は持っていますから、それは施設の人の意見はちゃんと聞くということですけれども、核サ研全体としても、電気はやり放題、高圧ガスはやり放題というわけにはいかないわけで、どこかでやはり工務技術部と接点は持たないといけないし、そういうところの専門家のアイデアもいただかないといけないのだと思うのです。

だから、そういうアイデアはテクニカルなものだけではなくて、この間も議論になったように、入札に関連した情報とか、こういう工夫ができるというようなところもやはりあるのだと思います。

だから、最終的にどうなるかは別にして、やはり工務技術部ときちんと連絡をしてこの 仕様書を作られるということがやはり強く求められているのではないのかという気がする のです。

一般的に言いますと、個々ばらばらにいろいろなものを発注する。例えば鉛筆を発注するとか、ノートを発注するというよりは、まとめて発注するほうが効率がいいわけです。

だから、こういうような電気とかオペレーションとかそういうようなのも、工務技術部というのがかなりしっかりしてあるようなら、そこでまとめていろいろなことをやられると、ここの核サ研のこの辺の施設だけではなくて、ほかの施設のいろいろな事情とかというのもうまく取り込める可能性もあるのです。

ちょっとその辺の話を聞かせてください。ありがとうございました。

○佐野課長 私、契約部契約調整課の佐野と申します。

御指摘ありがとうございます。

まず、1点目の入札情報の公告、広く周知するというところでございますが、従来より、 当然ではございますが、入札公告ということで、ウェブ上で当然公告はしてございます。

あとは、その前の発注計画というような段階で、必ずしも全て入札をされるとは限りませんが、その前の段階での発注計画…。

○小佐古専門委員 ちょっと途中ですみませんけれども、入札を公告するのではなくて、ホームページの一番頭のところに JAEA全体として、入札事業とかそういうのはこういうふうに行われているというようなチャンネルがない、用意していただけないかという話なのです。

最近はある程度大きな組織でも、かなりやはり事業の透明性とか、そういうようなアクセスのしやすさというのが求められていて、そこに入ると大体前年度だと、あるいは、今年はどんな具合だというのが、入り口1つでずっと全部見られるというのが多いです。

ぜひ、公の税金でやっている事業ですから、透明性を出してやっていただければと思います。

○佐野課長 ありがとうございます。御指摘ありがとうございます。

我々としても、JAEAの入札参入ガイドというようなものも、昨年度、トップページではないかもしれませんが、掲載しているような形で、工夫はしておるところでございますが、御指摘を踏まえまして、改善への検討を図りたいと思ってございます。

あと、2点目の検討の件でございますけれども、御指摘を踏まえまして、私ども核燃料サイクル研究所の計画管理を行っている部署、工務技術部、その下にございますけれども、そことも、御指摘をお伝えし、一緒に検討を進めてまいりました。

その中身、結論としては、結論といいますか、現状の状況としましては、今日、お答え したようなところではございますけれども、そういったことで、きちんと核燃料サイクル 研究所との協議は進めているというところでございます。

- ○小佐古専門委員 すみません。発言してよろしいでしょうか。
- ○尾花主査 はい、小佐古委員、続けてお願いします。
- ○小佐古専門委員 引き続き検討しますというのは、前回もそうであれなのですけれども、何回ぐらいこの間からおやりになりました? あるいはそこで何が問題だと、どういうところはこういうふうにしたらいいという話が出たのでしょうか。できたら聞かせていただければと思います。
- ○北村研究主幹 北村です。

御指摘ありがとうございます。

今の御指摘に対する回答は、正直申し上げて…。

- ○小佐古専門委員 すみません、その前に、工務技術部って何人いるのですか。
- ○北村研究主幹 申し訳ありません。ちょっと今、正確な数字が出てこないので、追って回答とさせていただければありがたいのですが、私の記憶では多分数十人とかだったと思います(※2)。

先ほどの小佐古委員の御指摘のところ、工務術部とどのぐらい話をしたかということは、 私からは公式にお答えできる立場ではございませんので、なかなか申し上げにくいのです が、取りあえず6月のときに、小佐古先生含め御指摘をいただいておりましたので、それ に関しては、所内のほうで相談をしたという形になっております。

私自身が全ての打合せに参加しているわけでもございませんし、私どもの所掌の範囲は 完全に超えた話でございますので、具体的な話はなかなか申し上げづらいんですが、一応 所として、所の案件として、こちらから、私のほうから、前回の小委員会の指摘事項はお 伝えしたということでございます。

それを受けまして、所のほうで多分検討はしていたというふうに考えておりますけれども、現状お答えできるのはこちらのB-6の資料に書いてあるところまでであるというのが現状でございます。

あまりお答えとして十分ではないとは思いますけれども、私からお答えできる範囲は以上でございます。

○小佐古専門委員 工務技術部というわけですから、部を構成しているから、それなりの

まとまった人はおられるのでしょうし、そういうところとやり取りするときには、今のお話の中にあったように、所としてというのがありますので、多分、こういう入札のいろいろなエッセンシャルな問題を解決するためには、所のトップのほうがこういう入札事業をどういう姿勢でやりたいのか、あるいは、指摘があるところにどういう格好でオフィシャルに答えるのかというところは、ぜひ上の方とも一緒になってやっていただければと思うのです。

やはり個別のことになると、長くやって便利なものからは抜けられないということで、 改革をやると、きちんとやりたいということになると、痛みも伴いますし、いろいろなセ クションの垣根も気にしないといけないのでしょうから、ぜひ、上の方ともこういう点を 議論していただければと思います。ありがとうございました。

- ○佐野課長 契約調整課の佐野でございます。御指摘ありがとうございます。
- ○尾花主査 尾花です。

今の点については、事業評価の折にもう少しどんな検討をしたかを御説明いただけるよう、検討をお願いしたいと思います。

あと、そのほか、今回、指摘がございました調達についてのチャンネルを準備できるか とか、そういったことについても、評価のときまでに何か成果があれば御報告いただけれ ばと思います。

委員会全体の考え方かどうかは分からないのですが、本件、最低価格落札方式で、そういった手法で調達する事業は簡単なのだろうと、小佐古委員以外の分野外の委員は思っておるわけで、そのような事業にもかかわらず、このように入札者が一者に限られ、もしくは、増えたとしても、落札価格に乖離があるということについて、やはり仕様書に改善の余地があるのではないかと考えますので、その点も含めて御検討を引き続きお願いできればと思います。

- ○佐野課長 計画調整課の佐野でございます。御指摘ありがとうございます。拝聴させていただきます。
- ○尾花主査 小佐古委員、お願いします。
- ○小佐古専門委員 ありがとうございました。

今のようなことの典型的な例がプルトニウム事業を切り離せという、切離したらという 提案があって、JAEAのほうではいろいろ切り離してやってみたんだけれども、やはり 前のほうが便利だというわけです。

それは何となく一者で事情を知ったる人がずっとやれば便利ですよ。

だって、一般の区域から管理区域に行って、数ランク上のプルトニウムの施設に行くわけですから、そのつなぎのところを、黙っていても毎年やっている人がちょんちょんとやってくれれば、それは便利だし、マニュアルも用意しなくてということですけれども、でも、やはり長期的に考えると、一般の区域というのはそれこそ一般の電気屋でもいいわけですし、ボイラー屋でもいいわけでして、その意味で事業をうまく組み立てれば、そういうところはかなりコストダウンができると思うんです。

だから、やってみたけれども、前のほうがやはり便利だったという反応というのはあまりよろしくない。

どっちにしても、こっち側の施設の人がプルトニウムを扱うところに研究試料なんかを 持っていって、それで作業するということになると、やはり垣根を越えた施設間のやり取 りとかいろいろなものが必要なんです。

だから、経験則で知っている人がそれをやるのじゃなくて、さっきの保守管理とすごく 状況が似ていて。

だから、そこのところを、どういうお互いの了解で、どういう責任の範囲で、どういう ふうにやりましょうということを、最初は少し面倒ですけれども、うまくバランスを取っ てやれるようになれば、全体のコストの設計とか、全体の事業の設計というのがうまくい くんじゃないのかというのが私の意見です。

思い違いかもしれないですけども。

○北村研究主幹 北村です。

御指摘ありがとうございました。

プルトニウムの事業の切離しに関しましては、実際に行った一部の業者の契約の切替え 以外にも検討自体はしてはいたところではございます。

ただ、いかんせん、プルトニウム燃料開発センターが別組織になっていて、私どもの一 存だけでは事を進められないという状況でございましたので、結果的にこのような形になっている。

ちょっと言い訳がましい話ですけれども、それが実情でございます。

先生御指摘の部分、ご趣旨は理解できますので、いいやり方がないかということに関しては引き続きこちらからは働きかけていくという努力は続けていきたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 すみません。今、今後、JAEAが検討すべきこととして大きく7点挙げられたかと思うのですけれども、それを7点挙げてもよろしいですか。

では、まず、1番目でございますが、JAEAがマニュアル類の著作権を取得するか、 今後検討はできないか。

2点目でございますが、事業者側のマニュアルと、JAEA側のマニュアルの書き分け、 仕様書上の書き分けを検討していただきたい。

3点目でございますが、著作権等がクリアできなくても、マニュアルのサンプルのようなものをダウンロードもしくはメール添付するなど、新規事業者に情報を積極的に開示してほしい。

4点目でございますが、マニュアルに書くべき要素をJAEA側から積極的に示してほ しい。

5点目でございますが、JAEAのホームページを全体として、入札情報窓口を作り、 入札の透明性を図っていただきたい。

6点目でございますが、工務技術部と連携して仕様書を作っていただきたい。

7点目でございますが、工務術部のトップの方とも調整し、契約の透明化に向けて改革 を行ってほしい。

以上でございます。

これら7点については、事業評価の際に検討結果を委員会のほうに報告したいと思います。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、 事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお 願いいたします。

なお、委員の先生におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、 事務局にお寄せくださいますようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。遅くなりました。どうも申し訳ございませんでした。 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構退室)

— 了 —

- ※1 会議終了後、観光庁で再度検討したところ、宿泊施設に英語が使われていることがある ことから、原則を追加したい旨、委員に後日、報告。委員より、了解をいただき、注記 として記載することとなった。
- ※2 後日、約30名であることを確認。
- ※3 小委員会終了後、小佐古専門委員より、当小委員会から指摘した従前の課題に対する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の回答に対して、以下のように意見表明がなされた。
 - 品質保証の記述の例示については、JAEA 側が要件を示し、記入要領のサンプルを作り提示すればよいだけのこと。税金関係、年金関係、他の政府提出書類でも、これに準じた扱いがされているケースは多く、要するに、JAEA に"やる気がある"かどうかの問題。
 - 「工務技術部と連携して、仕様書を作成してもらいたい。」、「工務技術部の 責任者とも調整し、JAEA 全体として、契約の透明化に向けた調達改革を行っ てもらいたい。」ということを前回も指摘しているが、今回も対応されていな い。今回の指摘も先送りになる懸念がある。入札監理小委員会の指摘をどう考 えているのか。だらだらと、言い逃れようとしているとしたら、問題。
 - JAEA のホームページに、外部委託等の一覧を乗せるのは、すぐ実行してもらいたい。最近では、このような措置を取っている組織も多くあり、この措置により、かなり"透明性"が確保できると思われる。
 - いずれにしても、ここで取り上げられたセクション、事項、だけでなく、

JAEA 全体の"公正なる入札"に対する取り組みをどうするのか、JAEA 全体の執行部に確認していただきたい。